

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 1 月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700273号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700206号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年3月1日から平成12年9月29日まで

平成9年からA社に勤務し、平成10年10月からは取締役として就任した。当初から50万円以上の給料を受け取っており、給与から厚生年金保険料を控除されていた。ところが、平成12年頃に会社が保険料を滞納し、当時の社会保険事務所の指導により平成10年まで遡って標準報酬月額を9万8,000円に修正された。会社から保険料の差額分を受け取っていないし、修正前の標準報酬月額に見直ししてほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は、当初、請求者が主張する59万円と記録されていたところ、平成12年2月10日付けで、平成10年3月1日に遡って9万8,000円に見直しする減額処理が行われ、請求者の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である平成12年9月29日まで継続していることが確認できる上、他の取締役2名及び監査役の計3名の標準報酬月額についても、請求者と同様の内容で、それぞれの標準報酬月額を遡って9万8,000円に見直しする減額処理が行われていることが確認できる。

また、事業主は所在不明であり、事実確認ができないため、上記3名に照会し、回答が得られた1名は、当該遡及減額見直しに関連する状況については、すべて不明である旨回答している。

一方、請求者は請求期間当時、A社の取締役であり、総務部門を担当していたと陳述しているところ、商業登記簿謄本により、取締役であったことが確認できる上、日本年金機構から提出された滞納処分票及び不納欠損決議資料には、当時、同社の経営状態が悪化し、保険料の滞納が発生している状況が記録されており、請求者が事業所の社会保険事務担当者として、滞納保険料の返済計画等について社会保険事務所(当時)と頻りに折衝を行っていたことが確認できる。

さらに、請求者は、前述の遡及見直し処理について、滞納していた保険料を減額するために、

自らを含む同社の取締役等4名に係る報酬月額を、実際の給与額と異なる低い額に遡って変更する届出書に代表者印を自ら押印し、届出を行ったと陳述している。

加えて、社会保険の事務業務において、代表者印を自ら押印できる立場にあった旨陳述していることを踏まえると、請求者は、同社の社会保険業務を執行する取締役として、前述の遡及訂正処理の原因となる届出に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、同社の社会保険業務を執行する取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額処理に関与しているにもかかわらず、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。